

第四期特定健康診査等実施計画

富士フイルムグループ健康保険組合

最終更新日：令和 6 年 05 月 20 日

特定健康診査等実施計画（令和6年度～令和11年度）

背景・現状・基本的な考え方【第3期データヘルス計画書 STEP2から自動反映】

No.1	・40歳以降で急激に医療費の増加が続いている。 ・全医療費に占める特退の割合（1人当りの医療費）が高い。	➔	・40歳未満の加入者から健康に対する施策を行う必要がある。 ・特退に対する受診勧奨等の施策が必要。
No.2	・医療費総額で対策可能と思われる医療費の内、生活習慣病が高い。 ・その中でも「栄養及び代謝疾患」「糖尿病」「脂質異常症」「高血圧性疾患」が主要因になっている。	➔	・特退/被扶養者の特定健診実施率の向上を狙う。 ・特定保健指導におけるリピーターの脱出率向上を狙う。 ・生活習慣病の高リスク者に対する受診勧奨を行う。 ・若年層への対策検討を行う。
No.3	・医療費総額で対策可能と思われる医療費の内、新生物（がん）が高い。 ・新生物の中でも「乳がん」「大腸」「胃」「肺気管支」が主要因、特に「乳がん」が最も高額となっている。	➔	・各新生物（がん）に対する受診勧奨を継続、特に患者数の多い乳がん・大腸がんを重点的に対策を行う。 ・特退/被扶養者のがん検診の実施率の増加を狙う。 ・若年層への対策検討を行う。
No.4	・人工透析に掛かる医療費は1人あたり500～600万円であり、生活習慣病の1人あたりの医療費では腎不全がワースト1位となっている。また毎年新規の透析患者が20名前後発生している。	➔	・CKD診療ガイドラインで高度・中等度患者に専門医への受診勧奨を実施。 ・若年層へのCKDに対する情報提供及び教育を実施する。 ・加入者の健診結果と透析リスクの推移について分析を行い、将来透析となる条件の検討を行う。

基本的な考え方（任意）

特定健診・特定保健指導の事業計画【第3期データヘルス計画書 STEP3から自動反映】

1 事業名 特定健康診査

対応する健康課題番号 No.1, No.2, No.3



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者
方法	【目的】加入者全員の生活習慣病/新生物（がん）の早期発見 【概要】健診機関での定期的な健診受診と、その勧奨
体制	従業員は事業主の定健にて受診 事業主から従業員を通じた家族への特定保健指導の重要性の展開と受診勧奨 特定健診の代用施策として人間ドック実施機関を周知及び費用補助

事業目標

受診率目標	全体【2022年実績値】82.3%【2029年目標値】90.0%、社員【2022年実績値】95.5%【2029年目標値】98.0%、 特退【2022年実績値】62.9%【2029年目標値】80.0%、被扶【2022年実績値】59.4%【2029年目標値】80.0%、
評価指標	アウトカム指標 R6年度 R7年度 R8年度 R9年度 R10年度 R11年度 事業実施による結果が見えないため (アウトカムは設定されていません)
アウトプット指標	アウトプット指標 R6年度 R7年度 R8年度 R9年度 R10年度 R11年度 特定健診実施率 63.5 % 67 % 70 % 74 % 77 % 80 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
従業員 事業主の定健で受診 特退/被扶養者 メール、LINE、ハガキ、健診案内封筒、SALUTE!、HPによる受診勧奨	従業員 事業主の定期健康診断で受診 特退/被扶養者 メール、LINE、ハガキ、健診案内封筒、SALUTE!、HPによる受診勧奨	従業員 事業主の定期健康診断で受診 特退/被扶養者 メール、LINE、ハガキ、健診案内封筒、SALUTE!、HPによる受診勧奨
R9年度	R10年度	R11年度
従業員 事業主の定期健康診断で受診 特退/被扶養者 メール、LINE、ハガキ、健診案内封筒、SALUTE!、HPによる受診勧奨	従業員 事業主の定期健康診断で受診 特退/被扶養者 メール、LINE、ハガキ、健診案内封筒、SALUTE!、HPによる受診勧奨	従業員 事業主の定期健康診断で受診 特退/被扶養者 メール、LINE、ハガキ、健診案内封筒、SALUTE!、HPによる受診勧奨

2 事業名 特定保健指導

対応する
健康課題番号 No.2

事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者/被扶養者/特例退職被保険者
方法	【目的】メタボ者の減少による生活習慣病発症リスクの軽減 【概要】特定保健指導対象者、及び生活習慣病高リスク者への保健指導
体制	特定保健指導実施者による保健指導 健康管理センターによる保健指導 事業主から従業員を通じた家族への特定保健指導の重要性の展開 (ただし家族を通じた個別の受診勧奨は行わない)

事業目標

従業員：指導終了率Up 2022年度実績：66.2% → 2029年度目標：95%、リピーター率減少 2022年度実績：60.7% → 2029年度目標：52%以下
特退/被扶養：指導実施率Up 2022年度実績：26.4% → 2029年度目標：50%

評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定保健指導対象者の減少率	59 %	57 %	55 %	54 %	53 %	52 %
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定保健指導実施率	80 %	83 %	86 %	89 %	92 %	95 %
	特定保健指導実施率	30 %	34 %	38 %	42 %	46 %	50 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
従業員 指導終了者への事後フォロー（1回/月）特退/被扶養 LINEによる周知	従業員 指導終了者への事後フォロー（1回/月）特退/被扶養 LINEによる周知	従業員 指導終了者への事後フォロー（1回/月）特退/被扶養 LINEによる周知
R9年度	R10年度	R11年度
従業員 指導終了者への事後フォロー（1回/月）特退/被扶養 LINEによる周知	従業員 指導終了者への事後フォロー（1回/月）特退/被扶養 LINEによる周知	従業員 指導終了者への事後フォロー（1回/月）特退/被扶養 LINEによる周知

3 事業名 生活習慣病高リスク者対策

対応する
健康課題番号 No.2

事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者/被扶養者/任意継続者/特例退職被保険者
方法	【目的】早期治療を促し、重症化予防を図る 【概要】生活習慣病高リスク者で未服薬者に対して、医療機関への受診と返信カード報告の義務付け
体制	外部委託（JMDC）

事業目標

定健結果にもとづく生活習慣病高リスク者（※）への受診勧奨（従業員：健康通信簿による各事業主への周知 / 従業員以外：レター）
（※）①血圧収縮期160以上/血圧拡張期100以上 ②血糖HbA1c 6.5以上かつ医療未受診者 ③脂質 LDL200以上

評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	生活習慣病高リスク者人数（従業員のみ）	750 人	740 人	730 人	720 人	710 人	700 人
	生活習慣病高リスク者人数（従業員以外）	280 人	280 人	350 人	350 人	300 人	250 人
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	周知・受診勧奨	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
・受診勧奨レター発送（従業員以外）・対象者の抽出後、各事業所へ対象者リストを共有・事業場の医療職による従業員への受診勧奨	・受診勧奨レター発送（従業員以外）・対象者の抽出後、各事業所へ対象者リストを共有・事業場の医療職による従業員への受診勧奨	・受診勧奨レター発送（従業員以外）・対象者の抽出後、各事業所へ対象者リストを共有・事業場の医療職による従業員への受診勧奨
R9年度	R10年度	R11年度
・受診勧奨レター発送（従業員以外）・対象者の抽出後、各事業所へ対象者リストを共有・事業場の医療職による従業員への受診勧奨	・受診勧奨レター発送（従業員以外）・対象者の抽出後、各事業所へ対象者リストを共有・事業場の医療職による従業員への受診勧奨	・受診勧奨レター発送（従業員以外）・対象者の抽出後、各事業所へ対象者リストを共有・事業場の医療職による従業員への受診勧奨

4 事業名

特定保健指導リピーター対策

対応する
健康課題番号

No.2



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者
方法	指導終了者への事業主からの啓発強化 指導終了者への月1度の事後フォロー（体重確認等による参加型から行動変容への転換促進）
体制	健保健師

事業目標

従業員のリピーター率（※） 2022年度実績：60.7% → 2029年目標：52%以下
（※）リピーター率：前年特定保健指導対象者が当年度再び対象者となった割合
2024年度時点ではリピーター対策は従業員のみのみ（将来は家族への拡大の可能性あり）

評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定保健指導対象者の減少率	59 %	57 %	55 %	54 %	53 %	52 %
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定保健指導終了後の事後フォロー人数	400 人	4,000 人	4,000 人	4,000 人	4,000 人	4,000 人

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
・特保終了者への事後フォロー実施・リピーター率の追跡	・特保終了者への事後フォロー実施・リピーター率の追跡	・特保終了者への事後フォロー実施・リピーター率の追跡
R9年度	R10年度	R11年度
・特保終了者への事後フォロー実施・リピーター率の追跡	・特保終了者への事後フォロー実施・リピーター率の追跡	・特保終了者への事後フォロー実施・リピーター率の追跡

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健康診査実施率	計画値※1	全体	41,525 / 50,000 = 83.1 %	42,200 / 50,000 = 84.4 %	42,900 / 50,000 = 85.8 %	43,600 / 50,000 = 87.2 %	44,300 / 50,000 = 88.6 %	45,000 / 50,000 = 90.0 %
		被保険者	32,000 / 35,000 = 91.4 %	32,200 / 35,000 = 92.0 %	32,400 / 35,000 = 92.6 %	32,600 / 35,000 = 93.1 %	32,800 / 35,000 = 93.7 %	33,000 / 35,000 = 94.3 %
		被扶養者 ※3	9,525 / 15,000 = 63.5 %	10,050 / 15,000 = 67.0 %	10,500 / 15,000 = 70.0 %	11,100 / 15,000 = 74.0 %	11,550 / 15,000 = 77.0 %	12,000 / 15,000 = 80.0 %
	実績値※1	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値※2	全体	4,000 / 6,700 = 59.7 %	4,000 / 6,600 = 60.6 %	4,000 / 6,500 = 61.5 %	4,000 / 6,400 = 62.5 %	4,000 / 6,300 = 63.5 %	4,000 / 6,200 = 64.5 %
		動機付け支援	2,000 / 3,350 = 59.7 %	2,000 / 3,300 = 60.6 %	2,000 / 3,250 = 61.5 %	2,000 / 3,200 = 62.5 %	2,000 / 3,150 = 63.5 %	2,000 / 3,100 = 64.5 %
		積極的支援	2,000 / 3,350 = 59.7 %	2,000 / 3,300 = 60.6 %	2,000 / 3,250 = 61.5 %	2,000 / 3,200 = 62.5 %	2,000 / 3,150 = 63.5 %	2,000 / 3,100 = 64.5 %
	実績値※2	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1）特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）

※2）特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）

※3）特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

目標に対する考え方（任意）
受診勧奨の徹底に努め、目標達成を目指す。
特定健康診査等の実施方法（任意）
-
個人情報の保護
当健保組合は「富士フイルムグループ健康保険組合個人情報保護方針」に従って、個人情報の保護に努める。特定健診等の結果データについては外部委託する為、委託先の選定に当たっては、機密漏洩防止策、個人情報保護体制が確立されているか否かを確認する。
特定健康診査等実施計画の公表・周知
本計画は、当健保のホームページや広報誌などを通じて公表周知する。
その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）
年度毎のPDCA管理により、必要に応じて実施体制、周知方法など計画の見直しを行う。